

商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する
同法第三十条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する
身分を示す証明書の様式を定める命令案（仮称）【新設】の概要

商品投資に係る事業の規制に関する法律 37 条において準用する同法 30 条 1 項の規
定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める。

